

「まん延防止等重点措置」期間中の教育活動について

郡山市がまん延防止等重点措置の対象区域となることを受け、市教委から学校での行動基準を最上位のレベル3に引き上げると通知がありましたので、それに伴う学習活動等の変更点についてお知らせします。（前回のまん延防止等重点措置中の対応と同様）

1/27～2/20 まで停止となる教育活動	対 応
○長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等	● <u>グループでの話し合い活動は原則行わず、一定時間意見交換が必要な場合はタブレットにより実施する。数分の短時間であれば対面ではなく意見交換を行う。</u>
○近距離で一斉に大きな声で話す活動	● <u>国語の朗読や英語のスピーキングなどは、大きな声を出さずに、自分が聞こえる程度の声で実施する。また、特に屋内の運動部等のかけ声等については、プレーの連携や危険防止等の必要最小限の声かけを除き行わない。</u>
○近距離で活動する実験や観察	● <u>実験は原則行わないが、ICT機器による実験視聴などの代替が不可能で、生徒の学習上必要不可欠な場合は、2つの理科室を同時に使い、近距離にならない配慮のもと実施する。</u>
○室内で近距離で行う合唱やリコーダー等の演奏	● <u>音楽の授業における合唱・楽器演奏は原則行わないが、授業変更が不可能で学習進度上やむを得ない場合は、3部屋を用い、生徒間隔を2mにし、必要最小限の時間実施することとする。（マスク着用、換気の徹底はこれまで同様）合唱部・吹奏部の活動も同様。</u>
○美術の共同制作や家庭科の調理実習	●行わない。
○生徒が密集する運動	● <u>バスケットボールなどについては、実践的な試合形式の練習は原則行わず、個人練習や1対1、2対2など比較的密集しない活動を行うとともに、注意喚起以外の意識高揚のためのかけ声等についても極力行わない。</u>
○近距離で組み合ったり接触したりする運動	● <u>部活動の柔道については、生徒同士が組み合う乱取りは原則行わないが、2月に実施される大会に向けケガ防止のため必要最小限の時間のみ、顧問立ち会いのもと実施する。</u> ● <u>授業の柔道については、生徒同士が組み合う乱取りや寝技等の学習活動は行わず、礼法指導や受け身等の個人技能の学習を行うとともに、必要に応じて学習順序を入れ替えて授業を実施する。</u>
※部活動の活動時間	●準備（体育館の順番待ち等）、後片付けを除いて1時間